

国際教養大学の教職員の退職手当の支給に関する規程

平成16年4月1日
大学経営会議決定
規程第30号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法第57条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学の教員、事務職員及び専門職員（以下「教職員」という。）の退職手当の支給の基準を定めることを目的とする。

(退職手当)

第2条 教職員の退職手当は、これを支給しない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。